事　務　連　絡
平成 29 年 5 月

三重県土地家屋調査士協会
会長　　神戸　照男　様

菰野町役場 都市整備課長
齋藤　司

菰野町法定外公共物管理条例及び菰野町法定外
公共物管理条例施行規則施行について（ご案内）

平素は、当町の境界確定業務並びに登記委託業務等におきまして、格別のご理解、ご協力をいただきましてありがとうございます。

さて、当町では、平成 12 年４月１日に施行された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（いわゆる「地方分権一括法」）によって、法定外公共物が町に譲与されて以降、長らく管理条例がございませんでしたが、この度、菰野町法定外公共物管理条例及び菰野町法定外公共物管理条例施行規則を制定し、平成 29 年４月１日より施行いたしましたので、お知らせいたします。

なお、内容につきましては、法定外公共物の管理規定に加え、境界確定事務についても規定し、これに関する様式につきましても定められましたので、よろしくお願いいたします。

記

添付書類
１．菰野町法定外公共物管理条例

２．菰野町法定外公共物管理条例施行規則

【事務局】菰野町役場
都市整備課　山口・草木
TEL：391-1110　　内線 1215

菰野町法定外公共物管理条例

（目的）

第１条　この条例は、法令に特別の定めがある場合を除き、町が所有する法定外公共物における管理に関し必要な事項を定め、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　法定外公共物　認定外道路及び水路等をいう。

（２）　認定外道路　道路法（昭和27年法律第180号）その他の法令において管理に関し特別の定めのない道路（橋りょう、トンネル等道路と一体をなす施設、構造物その他の付属物を含む。）をいう。

（３）　水路等　河川法（昭和39年法律第167号）その他の法令において管理に関し特別の定めのない河川、用排水路、沼池、ため池等（以下「河川等」といい、堤防、水門、樋管、せき等の河川等と一体をなす施設、構造物その他の附属物を含む。）をいう。

（禁止行為）

第３条　何人も、法定外公共物に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

（１）　法定外公共物を損傷し、又は汚損すること。

（２）　法定外公共物に土石、竹木、ごみ、汚物等の廃棄物その他これらに類する物を堆積し、又は投棄すること。

（３）　前２号に掲げるもののほか、法定外公共物の管理、保全又は利用に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

（占用等の許可）

第４条　次の各号に掲げる行為（以下「占用等」という。）をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。第11条第１項第１号に規定する場合を除き、許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

（１）　法定外公共物の敷地を占用し、又は使用すること。

（２）　河川等の水面又は流水を占用し、又は使用すること。

（３）　法定外公共物の敷地内において、施設又は構造物を新築し、増改築し、又は除去すること。

（４）　法定外公共物に対し、掘削、盛土その他の工事を行い、法定外公共物の形状を変更すること。

（５）　法定外公共物の敷地内において土石その他産出物を採取すること。

２　町長は、前項の申請があった場合において、当該占用等が法定外公共物の機能及び管理に支障が少なく、かつ、真にやむを得ないと認められた場合に限り、許可を与えることができる。

３　町長は、前項の許可を与える際に、期限その他管理上必要な条件を付することができる。

（国等の特例）

第５条　国又は地方公共団体が行う事業のための前条第１項各号に掲げる行為については、同項の規定にかかわらず、これらの事業を行う者があらかじめ町長と協議し、同意を得なければならない。同意を得た事項を変更しようとするときも同様とする。

（許可の期間）

第６条　第４条の規定による許可の期間は、５年以内において町長が定める。ただし、水道管、下水道管、ガス管、電柱、電話柱、電線、電気通信線に類する工作物、物件又は施設を公共

の用に供する目的で長期にわたり設置することが必要と認められる場合にあっては、10年以内において町長が定める期間とすることができる。

（占用料等）

第７条　第４条第１項の許可を受けた者（以下「占用者」という。）は、占用料等を納入しなければならない。

２　占用料等の額については、菰野町道路占用料徴収条例（昭和51年菰野町条例第15号）第２条の規定を、「占用料」とあるのは「占用料等」と、「法第32条第１項又は第３項の規定により」とあるのは「菰野町法定外公共物管理条例（平成29年菰野町条例第　号）第４条第１項の規定により」と、「占用の」とあるのは「占用等の」と読み替えて準用する。

３　前項により準用する、占用等をしている工作物、物件又は施設（以下これらを「占用物件」という。）以外の占用料等の額については、町長が別に定めるものとする。

（占用料等の減免）

第８条　占用料等の減免については、菰野町道路占用料徴収条例第３条の規定を、「占用料」とあるのは「占用料等」と、「法第40条に規定する占用物件」とあるのは「占用物件」と読み替えて準用する。

（占用料等の徴収方法）

第９条　占用料等の徴収方法については、菰野町道路占用料徴収条例第４条の規定を、「占用料」とあるのは「占用料等」と、「法第32条第１項又は第３項の規定により」とあるのは「菰野町法定外公共物管理条例第４条第１項の規定により」と、「占用の」とあるのは「占用等の」と読み替えて準用する。

（占用料等の返還）

第10条　占用料等の返還については、菰野町道路占用料徴収条例第５条の規定を、「占用料」とあるのは「占用料等」と、「法第71条第２項の規定により道路の占用の許可を」とあるのは「菰野町法定外公共物管理条例第14条第１項第４号から第６号のいずれかに該当すると認め、占用等の許可を」と、「占用の」とあるのは「占用等の」と読み替えて準用する。

（届出義務）

第11条　占用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに町長に届け出なければならない。

（１）　住所又は氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地又はその名称）、その他占用物件に関して町長が軽易と認める事項を変更したとき。

（２）　許可に係る行為を開始する前、当該行為を終了したとき、又は当該行為をとりやめたとき。

２　占用者が死亡したとき、又は法人が解散したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）第87条に規定する届出義務者又は法人の清算人は、速やかにその旨を町長に申し出なければならない。

（権利義務の移転等）

第12条　占用者は、当該許可に基づく権利及び義務を他人に譲渡し、又は他人にその権利の行使をさせるときは、速やかに町長の承認を受けなければならない。

２　相続、法人の合併その他の理由により当該許可に基づく権利及び義務を承継した者は、速やかに町長に届け出なければならない。

（原状回復）

第13条　占用者は、法定外公共物の占用等の期間が満了した場合又は占用を廃止した場合にお

いては、速やかに自己の費用をもって、占用物件を除却し、法定外公共物を原状に回復しなければならない。ただし、町長が原状に回復することが不適当と認めた場合においては、この限りでない。

2　町長は、占用者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

（許可の取消し等）

第14条　町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、占用等の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を防止するために必要な措置をすること若しくは法定外公共物を原状に回復することを命ずることができる。

（1）　この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又は許可の内容に違反したとき。

（2）　占用等の許可に付した条件に違反したとき。

（3）　偽りその他不正な手段により占用等の許可を受けたとき。

（4）　町が行う法定外公共物に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。

（5）　法定外公共物の管理、保全又は利用に著しい支障が生じたとき。

（6）　前2号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

2　前項の規定に基づいて町長が命じた義務を履行するための費用は、当該措置を命ぜられた者の負担とする。ただし、同項第4号から第6号のいずれかに該当する場合においては、町長は、その費用の全部若しくは一部を負担し、又はこれを代行することができる。

（許可の失効）

第15条　次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該占用等の許可は、その効力を失う。

（1）　占用等の許可期間が満了したとき。

（2）　占用者が死亡し、又は解散した場合において、承継する者がないとき。

（3）　占用等の許可を受けた目的を事実上達成することができなくなったとき。

（4）　前条の規定により占用等の許可が取り消され、又は効力を停止されたとき。

（5）　法定外公共物の用途を廃止したとき。

（損害賠償）

第16条　故意又は過失により法定外公共物を滅失し、又は損傷した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、その額の全部又は一部を免除することができる。

（協議による境界の決定）

第17条　町長は、公共物の境界が明らかでないため公共物の管理に支障があるときは、隣接地の所有者に対し、立会場所、期日その他必要な事項を通知して境界を確定するための協議を求めることができる。

2　前項の協議が整った場合には、町長及び隣接地の所有者は、書面により確定された境界を明らかにしなければならない。

（用途廃止）

第18条　町長は、法定外公共物がその用途目的を喪失し、将来も公共の用に供する必要がなくなった場合には、行政財産の用途を廃止し、普通財産にすることができる。ただし、国から譲与を受けた財産で、用途廃止したときの返還義務があるもの等についてはこの限りでない。

（その他）

第19条　この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

1　この条例は、平成29年４月１日から施行する。

2　この条例の施行の際に、現に町長の許可を受けて法定外公共物を占用等している者は、その許可の期間が満了するまでの間、占用者とみなす。

菰野町法定外公共物管理条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、菰野町法定外公共物管理条例（平成29年菰野町条例第10号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（占用許可の申請）

第２条　条例第４条第１項に規定する行為（以下「占用等」という。）の許可（以下「占用許可」という。）を受けようとする者は、当該許可を受けようとする内容に応じ、それぞれ次に定める様式により町長に申請しなければならない。条例第11条第１項第１号に規定する場合を除き、占用許可を受けた者（以下「占用者」という。）が当該許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

（１）　法定外公共物占用許可申請（協議）書（様式第１号）

（２）　法定外公共物工事施行承認申請書（様式第２号）

２　条例第５条の協議は、法定外公共物占用許可申請（協議）書を町長に提出してこれを行うものとする。協議した事項を変更しようとする場合も、同様とする。

３　占用者は、その許可期間の満了後、引き続き法定外公共物を占用等しようとするときは、法定外公共物占用許可申請（協議）書を当該期間満了の日の１月前までに町長に提出しなければならない。

（占用許可）

第３条　町長は、前条第１項の規定による申請（占用許可に係る事項を変更しようとする場合を含む。）について許可したときは、当該申請の内容に応じ、それぞれ次に定める様式を申請者に交付するものとする。

（１）　法定外公共物占用許可書（様式第３号）

（２）　法定外公共物工事施行承認書（様式第４号）

（占用許可の基準）

第４条　道路法（昭和27年法律第180号）第32条第１項各号に掲げる工作物、物件又は施設を設ける場合における占用許可の基準は、道路法第32条第１項の許可に係る基準の例によるものとする。

（許可の変更）

第５条　条例第11条第１項第１号に規定する町長が軽易と認める事項を変更した占用者は、法定外公共物占用許可事項変更届（様式第５号）を町長に提出しなければならない。

２　条例第11条第１項第１号に規定する町長が軽易と認める事項は、次のとおりとする。

（１）　占用物件の構造の変更であって重量の著しい増加を伴わないもの

（２）　法定外公共物の構造又は交通等に支障を及ぼすおそれのない物件の占用物件に対する添加であって、当該占用者が当該占用の目的に附随して行うもの

（３）　その他あらかじめ町長が軽易と認めたもの

（許可の期間）

第６条　条例第６条の許可の期間は、次の各号に掲げる場合においては当該各号に定めるところによる。ただし、町長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

（１）　条例第４条第１項第３号及び第４号に規定する行為　工事期間のうち、必要と認められる期間

（２）　条例第４条第１項第５号に規定する行為　１年以内

（占用料等の減免）

第７条　条例第８条において準用する菰野町道路占用料徴収条例（昭和51年菰野町条例第15

号）第３条第２項に規定する規則で定める額は、菰野町道路占用等に関する規則（昭和51年菰野町規則第10号）第10条に定める額を準用する。

２　町長は、条例第８条において準用する菰野町道路占用料徴収条例第３条第３項の規定により占用料を減額し、又は免除することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

（１）　条例第４条第１項第３号及び第４号に規定する行為　免除

（２）　水路に設ける通路として使用するとき　免除

（３）　宅地から雨水又は汚水を水路に排出する排水管を埋設するために使用するとき　免除

（４）　前各号に掲げるもののほか、公益上必要がある場合その他町長が特別の必要があると認めるとき　町長が定める額

（占用権の譲渡）

第８条　条例第12条第１項の規定により法定外公共物を占用する権利（以下「占用権」という。）を譲渡しようとする者は、法定外公共物占用権譲渡承認申請書（様式第６号）を町長に提出して、その承認を受けなければならない。

２　町長は、前項の申請を許可するときは、法定外公共物占用権譲渡承認書（様式第７号）を申請者に交付するものとする。

（占用権の承継）

第９条　条例第12条第２項の規定により占用権を承継した者は、速やかに法定外公共物占用権承継届（様式第８号）を町長に提出しなければならない。

（占用工事の着手等及び完成の届出）

第10条　条例第４条第１項の許可に係る工事（以下「占用工事」という。）の着手又は占用の開始をしようとするときは、占用者は、条例第11条の規定により占用工事の着手又は占用の開始をしようとする日の３日前（通行等の禁止又は制限をしようとするときは、７日前）までに法定外公共物工事着手（占用開始）届（様式第９号）を町長に提出しなければならない。

２　占用工事を完成し、法定外公共物を原状に回復した占用工事施行者又は占用工事を完成した占用者は、条例第11条の規定により速やかに法定外公共物工事完成届（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

（占用の廃止）

第11条　条例第13条第１項の規定により法定外公共物を原状回復し、占用を廃止する場合には、条例第11条の規定により廃止する日の１月前までに法定外公共物占用廃止届（様式第11号）を町長に提出しなければならない。

（占用者の責務）

第12条　占用者は、法定外公共物の効用を妨げることのないよう、占用箇所の清掃その他適切な維持管理を行わなければならない。

（費用の負担）

第13条　条例、この規則及び許可条件に基づいて占用者が義務を履行するに必要な費用は、占用者の負担とする。

（損害賠償）

第14条　占用者は、法定外公共物を損傷したとき、又は義務を履行しないため損害を与えたときは、町長の命ずるところに従い補修又は損害を賠償しなければならない。

（様式の準用）

第15条　条例第２条第２号に定める認定外道路に関して提出する様式第１号は、菰野町道路占用等に関する規則に規定する第２号様式中「道路法第32条・第35条」を「菰野町法定外公共

物管理条例第４条・第５条」と読み替えることにより、同様式を準用できるものとする。

２　条例第２条第２号に定める認定外道路に関して提出する様式第２号は、菰野町道路占用等に関する規則に規定する第１号様式中「道路法第24条」を「菰野町法定外公共物管理条例第４条」と読み替えることにより、同様式を準用できるものとする。

３　条例第２条第２号に定める認定外道路に関して提出する様式は、次の各号に掲げる様式においては当該各号に掲げる様式を準用できるものとする。

（１）　様式第５号　菰野町道路占用等に関する規則に規定する第９号様式

（２）　様式第６号　菰野町道路占用等に関する規則に規定する第10号様式

（３）　様式第８号　菰野町道路占用等に関する規則に規定する第11号様式

（４）　様式第９号　菰野町道路占用等に関する規則に規定する第３号様式

（５）　様式第10号　菰野町道路占用等に関する規則に規定する第４号様式

（６）　様式第11号　菰野町道路占用等に関する規則に規定する第５号様式

（境界確認申請手続）

第16条　次に定める者又はその代理人が法定外公共物との境界を明らかにするための協議（以下「境界確定協議」という。）を求めようとするときは、境界明示申請書（様式第12号）を町長に提出しなければならない。

（１）　法定外公共物の隣接土地所有者

（２）　国又は地方公共団体

（３）　前２号に定めるもののほか、町長が特に必要があると認めるもの

２　境界確認申請者又はその代理人は、境界明示申請書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

（１）　位置図

（２）　不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条に規定する地図又は地図に準ずる図面等の写し

（３）　申請地の隣接土地の登記事項要約書又は登記全部事項証明書

（４）　申請土地の登記全部事項証明書

（５）　申請地、申請地の隣接土地及びその他境界確定の参考となる地積測量図

（６）　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（境界明示申請書の受付）

第17条　町長は、前条の規定により申請書が提出された場合、これを審査し、協議を行うことが適当と認めたときは、これを受け付けるものとする。ただし、申請地が既に境界の確定した箇所である場合、境界若しくは所有権について訴訟係属中である場合、又は土地改良事業等により換地処分を受けることが確実な場合は、受け付けないことができるものとする。

（境界確定協議の方法）

第18条　境界確定協議は、現地における立会いにより行うものとする。ただし、申請地又は申請地の隣接土地が既に境界の確定した箇所である場合は、立会いを省略できるものとする。

２　町長は、前項の規定による協議を行おうとするときは、境界確認申請者又はその代理人から申請地の隣接土地所有者に対し、その日時及び場所等を連絡させるものとする。ただし、町長が必要と認めるときは、これを代わって行うことができる。

３　境界確認申請者若しくはその代理人又は申請地の隣接土地所有者が協議のための代理人を選任したときは、町長は、委任状その他の方法により受任者を確認するものとする。

（境界確定）

第19条　境界確定協議により境界が確定されたときは、境界確認申請者及び町長は、境界確認

書（様式第13号）を取り交わし、確定した境界を明らかにした上で、土地の境界を示す標識（以下「境界標」という。）を設置することができる。

2　境界確認書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

（1）　境界を確定した法定外公共物及び隣接地の所在

（2）　隣接地の所有者の住所及び氏名又は名称

（3）　立会日及び協議が整った日

（4）　境界標の位置及び番号

（5）　将来においても現地復元が可能と認められる地積測量図等の図面

（6）　その他町長が必要と認める事項

3　境界確認申請者は、境界確認書に印鑑登録証明書等本人確認書類を添付しなければならない。ただし、第15条に第１項第２号に定める者のほか、町長が特に認める場合においてはこの限りでない。

4　町長は、第１項に定める場合のほか、法定外公共物の隣接土地所有者との境界確定協議における合意に基づき、第２項第５号に定める図面が作成された場合は、境界標を設置することができる。

（境界確定に係る準用規定）

第20条　条例第17条第１項に規定する協議については、第16条から前条の規定を準用する。

2　条例第17条第２項に規定する書面は、境界確認書とする。

3　第16条から前条の規定は、町道、その他の町有地の隣接地にも準用する。

（境界確定再協議）

第21条　町長は、既に境界確定協議が成立した箇所について、再度の協議は行わないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、隣接者全員の同意があった場合には、この限りでない。

（1）　境界を変更すべき合理的な理由があると認められるとき。

（2）　境界の復元が現地において著しく困難であると認められるとき。

（用途廃止申請）

第22条　条例第18条の規定により法定外公共物の用途廃止を申請しようとする者は、公共用財産用途廃止申請書（様式第14号）に、用途廃止を受けようとする位置及び面積を特定した地積測量図、利害関係人の同意書その他町長が必要と認める書類を添えて町長に提出しなければならない。

（その他）

第23条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成29年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　菰野町法定外公共物管理条例（平成29年菰野町条例第10号）附則第２項の規定により占用者とみなされた者における、この規則の施行の日の前日までになされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第１号（第２条関係）

法定外公共物占用許可申請（協議）書

年　　月　　日

菰野町長　宛

住所

申請者

氏名　　印

（電話番号　　）

菰野町法定外公共物管理条例第４条（第５条）の規定により法定外公共物の占用の許可（同意）を受けたいので関係書類を添えて申請します。

１　土地の所在

２　土地の種目

３　目　的

４　占用面積（外径、延長等）

５　工事面積（幅員、延長等）

６　占用期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

７　工事期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
日間

８　その他（工事業者や連絡方法等）

（添付書類）

１　占用、工事の位置図、平面図、縦横断面図及び構造図

２　利害関係者の同意書

３　地元協議報告書

４　前各項に定めるもののほか、町長が必要と認める書類等

様式第２号（第２条関係）

法定外公共物工事施行承認申請書

年　　月　　日

菰野町長　宛

住所

申請者

氏名　　印

（電話番号　　）

菰野町法定外公共物管理条例第４条の規定により法定外公共物の工事施行承認を受けたいので関係書類を添えて申請します。

１　土地の所在

２　土地の種目

３　目　的

４　工事面積（幅員、延長等）

５　工事期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

日間

６　その他（工事業者や連絡方法等）

（添付書類）

１　占用、工事の位置図、平面図、縦横断面図及び構造図

２　利害関係者の同意書

３　地元協議報告書

４　前各項に定めるもののほか、町長が必要と認める書類等

様式第５号（第５条関係）

法定外公共物占用許可事項変更届

年　　月　　日

菰野町長　宛

住所

届出人

氏名　　印

（電話番号　　）

次のとおり変更がありましたので、関係書類を添えて届出します。

1　土地の所在

2　土地の種目

3　許可年月日及び許可番号

（許可書添付）

4　変更内容

5　変更理由

6　その他（連絡方法等）

様式第６号（第８条関係）

法定外公共物占用権譲渡承認申請書

年　　月　　日

菰野町長　宛

住所

申請者

氏名　　印

（電話番号　　）

菰野町法定外公共物管理条例第12条の規定により法定外公共物を占用する権利を譲渡したいので関係書類を添えて申請します。

1　土地の所在

2　土地の種目

3　占用面積（外径、延長等）

4　許可年月日
　及び許可番号

5　占用期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

6　譲渡予定日

7　譲渡理由

8　譲受人

住所

氏名　　印

（電話番号　　）

（添付書類）

1　許可書の写し

2　町長が必要と認める書類等

様式第８号（第９条関係）

法定外公共物占用権承継届

年　　月　　日

菰野町長　宛

住所

申請者

氏名　　印

（電話番号　　）

菰野町法定外公共物管理条例第12条の規定により法定外公共物を占用する権利を承継しましたので届出します。

1　土地の所在

2　土地の種目

3　占用面積（外径、延長等）

4　許可年月日
　及び許可番号

5　占用期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

6　承継日

7　承継理由

8　旧占用者名

（添付書類）

1　許可書の写し

2　町長が必要と認める書類等

様式第９号（第10条関係）

法定外公共物工事着手（占用開始）届

年　　月　　日

菰野町長　宛

住所

届出人

氏名　　印

（電話番号　　）

下記のとおり工事を着手（占用を開始）するので、届出します。

1　場　所

2　目　的

3　許可番号及び
　許可年月日

4　工事着手（占用
　開始）年　月　日

5　道路交通に対する措置（仮橋、迂回路、危険防止対策、その他）

6　工事着手（占用開始）前の現場写真

様式第10号（第10条関係）

法定外公共物工事完成届

年　　月　　日

菰野町長　宛

住所

届出人

氏名　　印

（電話番号　　）

下記のとおり工事が完成したので、届出します。

1　場　所

2　目　的

3　許可番号及び
　許可年月日

4　工事完成年月日

5　工事完成後の現場写真

様式第11号（第11条関係）

法定外公共物占用廃止届

年　　月　　日

菰野町長　宛

住所
届出人
氏名　　印
（電話番号　　）

下記のとおり法定外公共物の占用を廃止するので届出します。

1　占用の場所

2　占用面積等

3　許可番号及び
　許可年月日

4　占用許可期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

5　占用廃止日

6　占用廃止理由

（添付書類）
1　許可書の写し
2　町長が必要と認める書類等

様式第12号（第16条関係）

境界明示申請書

年　　月　　日

提出部数；1部

菰野町長　　様

申請者（土地所有者等第16条第1項に定める者）

住　所……

氏　名……印

連絡先……

代理人

住　所……

氏　名……印

連絡先……

下記の申請地と公共用財産（道路・水路・その他（　　））との境界を確認いただきたいので、関係書類を添えて申請します。

1．土地の所在地（申請地）

三重郡菰野町……

2．境界確認の目的

（1）構造物築造　（2）売買等　（3）都市計画法上の開発　（4）個人財産の確保

（5）その他（　　）

3．添付書類

（1）位置図	（確認を求める所に朱線）
（2）公図写し	（　　〃　　）
（3）登記事項要約書	（申請地・隣接地・対面地）
（4）土地全部事項証明書（コピー可）	（申請地）
（5）地積測量図　（コピー可）	（申請地・隣接地・対面地）
（6）その他参考資料	（実測平面図，写真などあれば）

※ 現地立会いの際には、申請者において、関係隣接地の土地所有者及び地元区長に立会依頼をしてください。

※ 立会後には、境界確認書を２部提出してください。

……下記には記入しないで下さい……

立会予定日　　年　　月　　日（　）　（午前：　～　・　午後：　～　）

三重県　（要・不要）

様式第 13 号（第 19 条関係）

境界確認書

年　　月　　日

菰野町長　　様

下記申請地と菰野町　所有地・管理地との境界を確認するにつき現地立会いの上、別添実測図のとおり表示された境界を確認し、合意するものとし、継承者にこの境界協議は引き継がせるものとする。

下記申請地と隣接地との民・民間の境界についても、別添実測図のとおり表示された境界を確認し、合意する。

なお、本書の申請地、隣接地に直接利害関係を有する者に本書を閲覧させ、また、本書の写しを交付することについては同意する。

また、土地相続人代表又は共有財産代表より合意する場合は、他の相続人又は共有者である者を代表して確認するものであり、他の相続人又は共有者から問題等が生じたときは、その者の責任において、すべて解決、処理するものとする。

※ 申請者の印鑑登録証明書を添付すること。（コピー可）

菰野町　所有地・管理地（地番・地先）

立会日：　　年　　月　　日

申　請　地	住　所	氏　名	実　印

※　図面との割り印をお願いします。

作成者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

隣　接　地	住　　所	氏　　名	印

地元代表	住　所	氏　名	職印

上記申請地と　　との境界については支障ない。

平成　　年　　月　　日

三重郡菰野町長

様式第14号（第22条関係）

実印

年　月　日

菰野町長　　様

実印

申請者　住所

氏名

公共用財産用途廃止申請書

下記のとおり公共用財産の用途廃止を願いたく関係書類を添えて申請します。

1．用途廃止の所在地、地番、地目、地積

三重郡菰野町

地目　　地積　　㎡

2．用途廃止を受けようとする理由

3．添付書類

（1）　位置図（案内図）　（※用途廃止箇所は赤色、一体利用画地は緑色で着色。）

（2）　公図の写し　（　同　上　）

（3）　地積測量図　（　同　上　）

（4）　写　真　（　同　上　）

（5）　同意書

（6）　確約書

（7）　土地登記事項要約書（申請地・隣接地・対面地）（コピー可）

（8）　印鑑登録証明書

同　意　書

1．土地の表示

三重郡菰野町

地目　　地積　　㎡

2．払下げを受けようとする申請者

申請者　住所

氏名

申請地の用途廃止並びに払下げについて、当区としては支障ないと思われるので、この申請に同意します。

平成　　年　　月　　日

区　長　……職印

農業委員　……㊞

同　意　書

1．土地の表示

三重郡菰野町

地目　　地積　　㎡

2．払下げを受けようとする申請者

申請者　住所

氏名

申請地の用途廃止並びに払下げについて、隣地土地所有者として異議無くこの申請に同意します。

平成　　年　　月　　日

利害関係人の所有地番　　三重郡菰野町

住所……

氏名……㊞

確　約　書

菰野町長　様

下記の物件を町の指定価格にて買い取ることを確約いたします。

記

土地の所在	
地　　目	
地　　積	

平成　　年　月　　日

申請者　住所

氏名　　実印

優先的買受申出権移転確認書

（相続権がある場合や合併等の特別な事情のある場合に限る。事前に要相談。）

1．土地の表示

三重郡菰野町

地目　　地積　　㎡

上記申請地の用途廃止並びに払下げの優先的買受申出権については、下記の者に無償にてお譲りします。

平成　　年　　月　　日

旧優先的買受申出権者（隣接土地所有者）

住所……　　実印

氏名……

新優先的買受申出権者（申請者）

住所……　　実印

氏名……